

教えて！

定額減税の調整給付

調整給付金のよくある
お問い合わせ(市HP)▶



問 税務課市民税係 ☎ 575-1138

定額減税とは？

令和 6 年分所得税、令和 6 年度分住民税で、納税義務者および配偶者を含めた扶養親族 1 人につき、所得税 3 万円、住民税所得割※ 1 万円を減税するものです。
※住民税所得割…住民税には「均等割」と所得に応じて課される「所得割」の 2 種類があります。このうち、定額減税の対象となるのは「所得割」です。

調整給付とは？

定額減税対象者のうち、定額減税額が税額を上回り、減税しきれないと見込まれる人に対し、その差額を支給するものです。(6 月 3 日時点の情報に基づき判定)

給付額はどう決まる？

所得税、住民税所得割それぞれで減税しきれなかった額を足し、万円単位に繰り上げて支給します。

調整給付の例

定額減税対象人数(本人+扶養人数)が 3 人で、所得税 55,000 円、住民税所得割 28,000 円の人の場合



●所得税

90,000 円 - 55,000 円 = 35,000 円

●住民税所得割

30,000 円 - 28,000 円 = 2,000 円

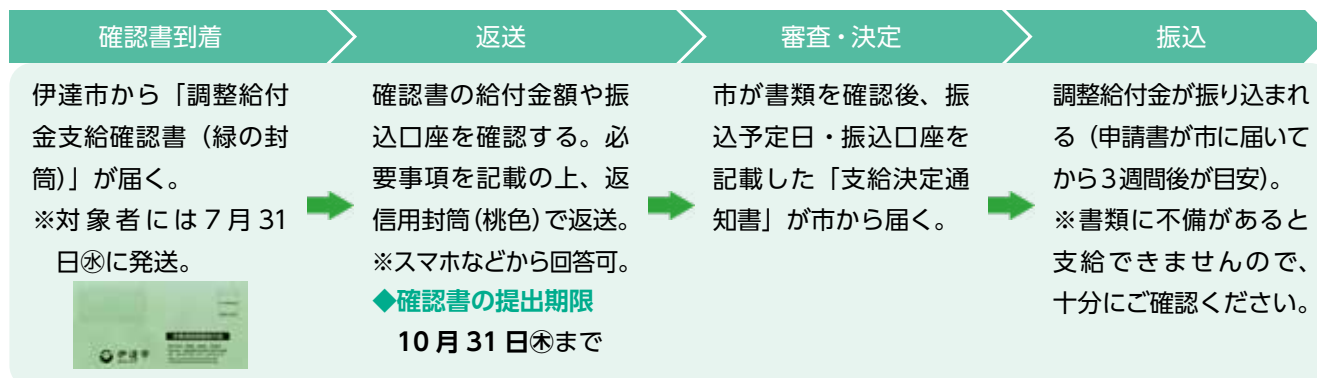
➡減税しきれない額

35,000 円 + 2,000 円 = 37,000 円

★調整給付額：40,000 円

※万円単位に繰り上げる

給付までの流れ



低所得世帯には

給付金があります

問 社会福祉課地域福祉係 ☎ 575-1264

対象者は？

以下の①～④すべてに該当する世帯

- ①令和 6 年 6 月 3 日⑩において、伊達市の住民基本台帳に記録されている
- ②令和 5 年度住民税が所得割課税世帯であったが、令和 6 年度は所得割非課税世帯となっている
- ③同一の世帯に属する者全員が、税の申告を行っている
- ④同一の世帯に属する者全員が、住民税課税者の被扶養者となっていない

給付額は？

1 世帯当たり 10 万円。18 歳以下の子どもがいる世帯は、子ども 1 人当たり 5 万円の加算給付があります。

申請期限は？

10 月 31 日⑩まで

申請方法は？

該当する世帯主には、7 月上旬に確認書を送付しています。必要事項を記入のうえ、社会福祉課まで返送いただくか直接窓口(総合支所も可)にご提出ください。
※令和 6 年 1 月 2 日以降に転入してきた人がいる世帯は、対象か確認ができ次第、確認書を送付します。
※令和 5 年度に実施した令和 5 年度住民税非課税世帯給付金(7 万円給付金)および均等割のみ課税世帯給付金(10 万円給付金)の支給対象世帯は、本給付金の支給対象外となります。